

株式会社 **トスネット**

第49回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年12月19日（金）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

仙台市宮城野区榴岡五丁目11番1号
仙台サンプラザ 1階
「ローズ」の間

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 創業者に対する特別功労金贈呈の件



書面郵送または
インターネットによる
議決権行使期限



2025年12月18日（木曜日）午後5時15分まで

株式会社トスネット

証券コード：4754

株主各位

証券コード 4754
2025年12月3日
(電子提供措置の開始日2025年11月28日)

仙台市宮城野区宮城野一丁目10番1号

株式会社 **トスネット**

代表取締役社長 氏家 仁

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第49期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tosnet.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード「4754」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）または書面（議決権行使書用紙）によって事前に議決権行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年12月18日（木曜日）午後5時15分までに議決権行使くださいましますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月19日（金曜日）午前10時00分

2. 場 所 仙台市宮城野区榴岡五丁目11番1号

仙台サンプラザ 1階「ローズ」の間

3. 株主総会の目的事項

報告事項 1. 第49期（自 2024年10月1日至 2025年9月30日）

計算書類の内容報告の件

2. 第49期（自 2024年10月1日至 2025年9月30日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

議案 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 創業者に対する特別功労金贈呈の件

以上

~~~~~  
1. 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

4. 株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、廃止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

5. 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

・連結計算書類の連結注記表

・計算書類の個別注記表

## ■ 議決権行使に関するご案内

### 書面により議決権を行使される方へ



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

**[2025年12月18日（木曜日）午後5時15分到着分まで有効]**



### インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。(次頁をご参照ください)

行使期限

**[2025年12月18日（木曜日）午後5時15分受付分まで有効]**



### 当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

**[2025年12月19日（金曜日）午前10時]**

(受付開始時刻は**午前9時30分**を予定しております。)

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン、タブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してくださいますようお願い申しあげます。

## QRコードを読み取る方法

### 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



### 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## ログインID・パスワードを入力する方法

### 1 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>



### 2 ログイン

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

### 3 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

## ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

**0120-173-027** (午前9時～午後9時、通話料無料)

以上

# 事業報告

(自 2024年10月1日)  
(至 2025年9月30日)

## 1. 企業集団の現況に関する概況

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 事業の状況

当連結会計年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）におけるわが国経済は、米国の通商政策による影響がみられるものの、個人消費は持ち直しの動きがみられ、設備投資も緩やかに回復しております。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかに回復することが期待されております。しかしながら、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスク、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、わが国の景気を下押しするリスクとなっております。

当警備業界におきましては、警備業者数、警備員数共に微増となっており、警備を必要とする大規模イベント、コンサート等も増加していくことが予想されております。

このような状況のもと、当社グループは主力の交通誘導警備、施設警備、列車見張り警備等の警備事業及び電源供給事業の営業活動を積極的に展開し、事業の拡大と収益力の強化に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は11,907百万円（前連結会計年度比3.0%増）、営業利益は859百万円（前連結会計年度比5.2%増）、経常利益は964百万円（前連結会計年度比7.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は757百万円（前連結会計年度比15.0%減）となりました。

次に、事業のセグメント別の業績をご報告申し上げます。

#### <警備事業>

警備事業は、交通誘導警備、施設警備、列車見張り警備等を行っております。警備事業の売上高は10,207百万円（前連結会計年度比4.1%増）となりました。

#### <交通誘導警備>

交通誘導警備とは、警備員が建築現場、工事現場等における工事車両、一般車両及び歩行者の安全な誘導と出入りの管理、各種ショッピングセンター等での駐車場の出入口、歩行者の安全確保等の交通誘導を行うもので、交通事故の発生を防止するものです。

また、雑踏警備とは、警備員が花火大会、お祭り、コンサート、スポーツイベント等、多くのお客様が集まる場所で人員整理、誘導、案内等を行うことにより事故を防ぎ、円滑な運営の手助けをするものです。

当連結会計年度は、ゼネコン、建設工事事業会社等へ積極的な営業展開を行った結果、当部門の売上高は6,760百万円（前連結会計年度比4.4%増）となりました。

#### <施設警備>

施設警備とは、警備員がオフィスビルや工場等の建物内への人の出入管理、防犯防災管理、駐車場の管理を行うものです。施設警備の主なものは常駐警備、巡回警備、保安警備等があります。当社グループでは、首都圏を中心に積極的な営業展開をした結果、当部門の売上高は2,991百万円（前連結会計年度比6.6%増）となりました。

#### <列車見張り警備>

列車見張り警備とは、列車見張員の資格を持った警備員が、JRや私鉄の営業路線、作業現場に接近する列車の進行・通過を監視して軌道内作業員の安全を確保するものです。当社グループでは、専門性を追求し他社との差別化を図り、当社グループの注力商品の一つと位置付けております。当部門の売上高は281百万円（前連結会計年度比8.1%減）となりました。

#### <ビルメンテナンス事業>

ビルメンテナンス事業は、ビルメンテナンス、清掃業務及び労働者派遣業務等を行っております。ビルメンテナンス事業の売上高は187百万円（前連結会計年度比22.7%減）となりました。

#### <メーリングサービス事業>

メーリングサービス事業は、メール便発送取次業務、販促品・サンプル等の封入・梱包及び発送取次業務等を行っておりましたが、当事業を行っていた株式会社メーリングジャパンの全株式を2025年7月1日付で譲渡したため、同日より連結の範囲から除外しております。これに伴い、2025年7月1日よりメーリングサービス事業を報告セグメントから除外しております。

2024年10月1日から2025年6月30日までのメーリングサービス事業の売上高は354百万円（前連結会計年度比18.0%減）となりました。

#### <電源供給事業>

電源供給事業は、各種イベント及びコンサート関連の仮設電源の提供・テレビ局関係の中継のバックアップ等、各種電源需要への電源提供業務を行っております。大規模イベント及びコンサート、クライアントからの機材製作及び停電工事に伴う電源供給業務が増加したことにより、電源供給事業の売上高は1,158百万円（前連結会計年度比7.5%増）となりました。

## セグメント別売上高（連結）前連結会計年度比較

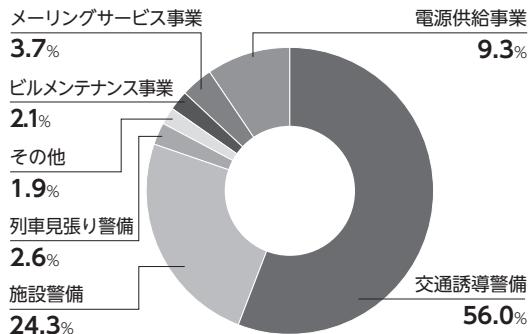
(単位：千円)

| 項目          | 前連結会計年度<br>(自 2023年10月1日<br>至 2024年9月30日) |        | 当連結会計年度<br>(自 2024年10月1日<br>至 2025年9月30日) |        | 増 減     |        |
|-------------|-------------------------------------------|--------|-------------------------------------------|--------|---------|--------|
|             | 売 上                                       | 構成比    | 売 上                                       | 構成比    | 売 上     | 増減率    |
| 交通誘導警備      | 6,474,177                                 | 56.0%  | 6,760,273                                 | 56.8%  | 286,095 | 4.4%   |
| 施設警備        | 2,806,279                                 | 24.3%  | 2,991,825                                 | 25.1%  | 185,546 | 6.6%   |
| 列車見張り警備     | 306,010                                   | 2.6%   | 281,142                                   | 2.4%   | △24,867 | △8.1%  |
| その他の        | 221,650                                   | 1.9%   | 174,161                                   | 1.5%   | △47,489 | △21.4% |
| 警備事業計       | 9,808,118                                 | 84.8%  | 10,207,403                                | 85.7%  | 399,284 | 4.1%   |
| ビルメンテナンス事業  | 242,295                                   | 2.1%   | 187,330                                   | 1.6%   | △54,964 | △22.7% |
| メーリングサービス事業 | 431,838                                   | 3.7%   | 354,152                                   | 3.0%   | △77,685 | △18.0% |
| 電源供給事業      | 1,077,493                                 | 9.3%   | 1,158,114                                 | 9.7%   | 80,620  | 7.5%   |
| 合 計         | 11,559,746                                | 100.0% | 11,907,000                                | 100.0% | 347,254 | 3.0%   |

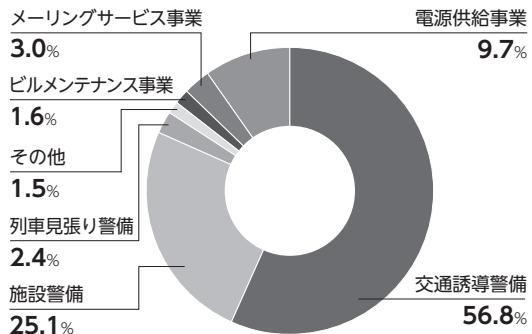
(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

なお、メーリングサービス事業の当連結会計年度の売上は、株式会社メーリングジャパンを2025年7月1日に譲渡したため、2024年10月1日から2025年6月30日までを集計しております。

### 前連結会計年度



### 当連結会計年度



② 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、株式会社トスネットがグループ会社の業務拡大及び効率化を図るため、土地を取得いたしました。

所在地 茨城県水戸市 土地 48,559千円

また、I・C・Cインターナショナル株式会社が電圧を変更するために使用するトランスを取得しました。

機械及び装置 複巻トランス 7台 16,206千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、2025年7月1日に株式会社メーリングジャパンの全株式を譲渡しました。

⑤ 対処すべき課題

日々変化する現代社会において、「安心・安全」の確保はますます重要な課題となっております。それに伴い、警備業界が果たすべき役割も一層重要性を増しております。そのような環境の中で、警備業界では物価の上昇、人件費の高騰、そして人手不足といった課題が表面化しております。

このような経営環境のもと、当社グループでは主力業務である交通誘導警備、施設警備へ積極的に取り組み、既存業務の収益力強化を推進してまいります。これら既存業務の収益力強化とあわせ、グループ各社の商品・サービス、営業体制の特長を活かし、グループシナジーの創出を図ってまいります。

また、当社グループでは競合他社との差別化、競争力向上を実現するため、警備員の資質の向上に取り組んでおります。警備員教育の徹底や各種資格取得者の増大に取り組み、同業他社との差別化を図れるスキルを持った人材の育成に引き続き取り組んでまいります。

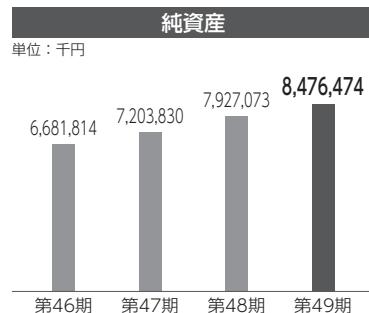
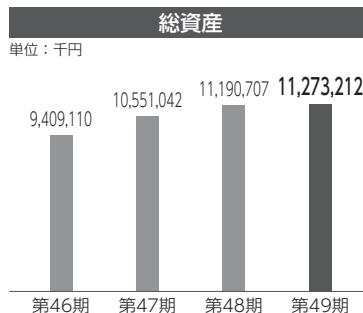
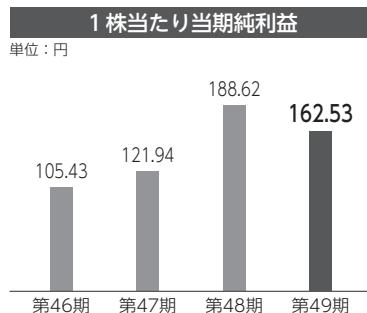
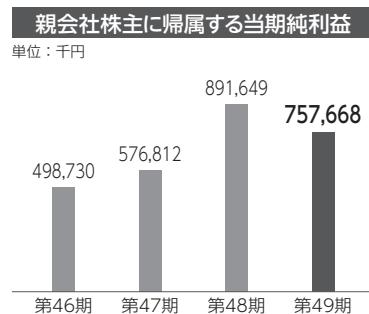
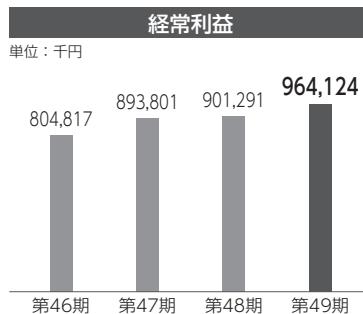
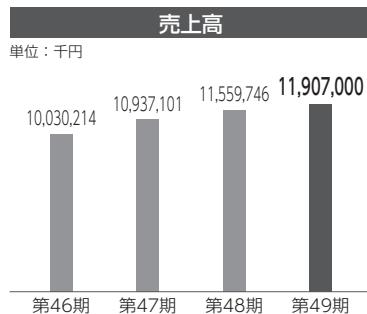
当社グループは、高い専門性と総合力を駆使したトータルセキュリティネットワークで、お客様のニーズに迅速・的確にお応えし、より一層の社会的責任を果たしてまいります。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                  | 期別 | 第46期<br>(2022年9月期) | 第47期<br>(2023年9月期) | 第48期<br>(2024年9月期) | 第49期<br>(2025年9月期) |
|---------------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高(千円)             |    | 10,030,214         | 10,937,101         | 11,559,746         | 11,907,000         |
| 経常利益(千円)            |    | 804,817            | 893,801            | 901,291            | 964,124            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) |    | 498,730            | 576,812            | 891,649            | 757,668            |
| 1株当たり当期純利益(円)       |    | 105.43             | 121.94             | 188.62             | 162.53             |
| 総資産(千円)             |    | 9,409,110          | 10,551,042         | 11,190,707         | 11,273,212         |
| 純資産(千円)             |    | 6,681,814          | 7,203,830          | 7,927,073          | 8,476,474          |
| 1株当たり純資産(円)         |    | 1,412.61           | 1,522.97           | 1,685.50           | 1,828.36           |

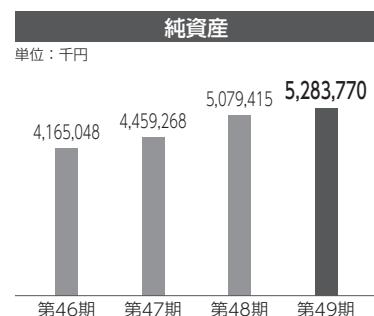
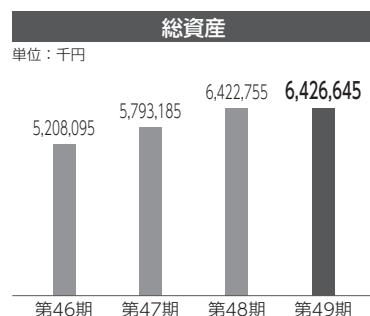
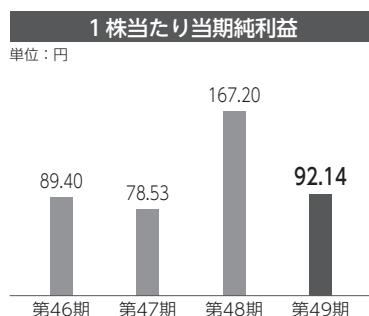
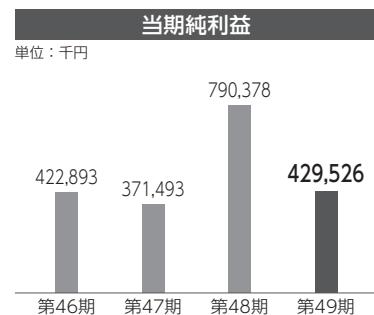
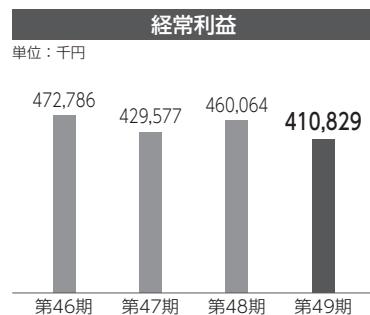
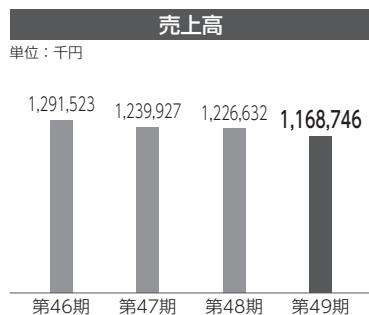
(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。



## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区分            | 期別 | 第46期<br>(2022年9月期) | 第47期<br>(2023年9月期) | 第48期<br>(2024年9月期) | 第49期<br>(2025年9月期) |
|---------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高(千円)       |    | 1,291,523          | 1,239,927          | 1,226,632          | 1,168,746          |
| 経常利益(千円)      |    | 472,786            | 429,577            | 460,064            | 410,829            |
| 当期純利益(千円)     |    | 422,893            | 371,493            | 790,378            | 429,526            |
| 1株当たり当期純利益(円) |    | 89.40              | 78.53              | 167.20             | 92.14              |
| 総資産(千円)       |    | 5,208,095          | 5,793,185          | 6,422,755          | 6,426,645          |
| 純資産(千円)       |    | 4,165,048          | 4,459,268          | 5,079,415          | 5,283,770          |
| 1株当たり純資産(円)   |    | 880.54             | 942.74             | 1,080.02           | 1,139.70           |

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容    |
|-------------------------|-----------|----------|------------|
| 株 式 会 社 日 本 保 安         | 40,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| 株 式 会 社 ビ ル キ ャ 斯 ト     | 10,000千円  | 100%     | ビルメンテナンス事業 |
| 株 式 会 社 大 盛 警 備 保 障     | 60,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| 株 式 会 社 三 洋 警 備 保 障     | 20,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| I・C・Cインターナショナル株式会社      | 100,000千円 | 100%     | 電源供給事業     |
| 株 式 会 社 ト ス ネ ッ ト 北 陸   | 40,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| 株 式 会 社 ト ス ネ ッ ト 北 東 北 | 10,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| 株 式 会 社 ト ス ネ ッ ト 南 東 北 | 10,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| 株 式 会 社 ト ス ネ ッ ト 首 都 圈 | 10,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| 株 式 会 社 ト ス ネ ッ ト 上 信 越 | 10,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| ア サ ヒ ガ 一 ド 株 式 会 社     | 20,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| 株 式 会 社 ト ス ネ ッ ト 琉 球   | 60,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| 北 日 本 警 備 株 式 会 社       | 16,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| 株 式 会 社 ト ッ プ ロ ー ド     | 10,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| 株 式 会 社 ア イ ワ 警 備 保 障   | 97,000千円  | 100%     | 警備請負業      |
| N E X T 株 式 会 社         | 3,000千円   | 100%     | 警備請負業      |

(4) 主要な事業内容

当企業集団は、交通誘導警備を主体に、施設警備、列車見張り警備、保安警備、イベント警備、巡回警備等を主たる事業としております。

(5) 主要な営業所等

① 当社の主要な事業所

当 社 本 社 宮 城 県 仙 台 市  
仙 台 営 業 所 宮 城 県 仙 台 市

(注) この他、10の営業所があります。

② 子会社の事業所

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 株式会社日本保安           | 本社 千葉県千葉市  |
| 株式会社ビルキャスト         | 本社 宮城県仙台市  |
| 株式会社大盛警備保障         | 本社 岩手県盛岡市  |
| 株式会社三洋警備保障         | 本社 東京都世田谷区 |
| I・C・Cインターナショナル株式会社 | 本社 北海道札幌市  |
| 株式会社トスネット北陸        | 本社 石川県金沢市  |
| 株式会社トスネット北東北       | 本社 岩手県盛岡市  |
| 株式会社トスネット南東北       | 本社 福島県郡山市  |
| 株式会社トスネット首都圏       | 本社 東京都江東区  |
| 株式会社トスネット上信越       | 本社 新潟県新潟市  |
| アサヒガード株式会社         | 本社 福島県郡山市  |
| 株式会社トスネット琉球        | 本社 沖縄県那霸市  |
| 北日本警備株式会社          | 本社 北海道札幌市  |
| 株式会社トップロード         | 本社 新潟県新潟市  |
| 株式会社アイワ警備保障        | 本社 千葉県睦沢町  |
| N E X T 株式会社       | 本社 東京都福生市  |

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

| 区分 | 分 | 従業員数(名) | 前期末比増減(名) |
|----|---|---------|-----------|
| 男  | 性 | 1,205   | △76       |
| 女  | 性 | 170     | △5        |
| 合  | 計 | 1,375   | △81       |

(注) 他に嘱託社員 1,233名

登録社員 708名

② 当社の従業員数

| 区分     | 従業員数(名) | 前期末比増減(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|--------|---------|-----------|---------|-----------|
| 男 性    | 117     | △25       | 42.22   | 10.47     |
| 女 性    | 23      | △2        | 38.34   | 7.78      |
| 合計又は平均 | 140     | △27       | 41.58   | 10.02     |

(7) 主要な借入先

| 借入先        | 借入金残高     |
|------------|-----------|
| 株式会社きらやか銀行 | 244,989千円 |
| 株式会社北日本銀行  | 317,370千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 100,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行  | 50,000千円  |
| 株式会社七十銀行   | 49,880千円  |

## 2. 会社の概況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

|                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数       | 7,000,000株                  |
| ② 発行済株式総数        | 4,636,097株 (自己株式96,503株を除く) |
| ③ 株主数            | 902名 (前期末比 280名減)           |
| ④ 単元株式数          | 100株                        |
| ⑤ 大株主の状況 (上位10名) |                             |

| 氏 名 又 は 名 称       | 持 株 数<br>(千 株) | 持 株 比 率<br>(%) |
|-------------------|----------------|----------------|
| 有限会社元気            | 1,218          | 26.27%         |
| セコム株式会社           | 720            | 15.53%         |
| 佐藤 雅彦             | 550            | 11.88%         |
| 株式会社UH PARTNERS 2 | 355            | 7.66%          |
| 光通信KK投資事業有限責任組合   | 306            | 6.62%          |
| 佐藤 康廣             | 140            | 3.03%          |
| エスアイエル投資事業有限責任組合  | 114            | 2.46%          |
| トスネット社員持株会        | 109            | 2.36%          |
| 株式会社UH PARTNERS 3 | 80             | 1.73%          |
| 山形共立株式会社          | 50             | 1.08%          |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。  
3. 持株比率は、自己株式(96,503株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項  
取締役及び監査役の氏名等

(年度末現在)

| 地 位     | 氏 名                           | 担当及び重要な兼職の状況                 |
|---------|-------------------------------|------------------------------|
| 代表取締役社長 | ウジ<br>氏 イエ<br>家 ヒトシ<br>仁      |                              |
| 代表取締役専務 | サ トウ<br>佐 藤 雅 彦               | 管理統轄本部統轄本部長                  |
| 取締役会長   | サ トウ<br>佐 藤 康 廣               |                              |
| 取締役     | カン<br>菅 ヒ<br>日 出 夫            | (株)トップロード代表取締役               |
| 取締役     | ハコ<br>箱 石 義 隆                 | 営業統轄本部統轄本部長兼(株)トスネット南東北代表取締役 |
| 取締役     | イ ガ ラ シ<br>五十嵐 春 樹            | 業務統轄部統轄部長兼(株)トスネット首都圏代表取締役   |
| 取締役     | ウラ<br>浦 井 義 光                 | 弁護士 (法律事務所あかり)               |
| 取締役     | カマ<br>鎌 タキ<br>瀧 敬 司           |                              |
| 取締役     | イノ<br>猪 股 恒 一                 |                              |
| 常勤監査役   | サカ<br>坂 ブチ<br>□ 稔             |                              |
| 監査役     | ツル<br>鶴 岡 ミ<br>三 千 夫          | 鶴岡ラバー化成(株)会長                 |
| 監査役     | オダ<br>小 田 中 ナカ<br>ダ テル<br>輝 男 | (株)スマイル仙台代表取締役               |

- (注) 1. 取締役浦井義光氏、鎌瀧敬司氏及び猪股恒一氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役3名は、全員社外監査役であります。  
 3. 小田中輝男氏は、東京証券取引所の各規則に定める独立役員として、届け出ております。なお、同氏は、金融企業における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査等の実効性を高めるため、重要な会議への出席及び取締役からの業務執行状況の聴取などを通じた情報収集並びに内部監査部門との連携を強化すべく、坂口稔氏を常勤の監査役に選定しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額  
取締役 9名 130,020千円 (うち社外取締役 3名7,260千円)  
監査役 3名 7,590千円 (うち社外監査役 3名7,590千円)

(注) 当社の役員報酬は固定報酬のみとなり、業績運動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、平成6年11月25日開催の定時株主総会において、取締役報酬が年額300,000千円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与等を含まない)、

監査役報酬が10,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会決議時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）、監査役は3名であります。

#### (5) 取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）について、取締役及び社外取締役から積極的に意見を聴取したうえで、2024年12月13日開催の取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりです。

##### ① 基本方針

当社における報酬決定のプロセスについては、ステークホルダーに対して説明責任を果たせるよう、客観性・適正性を備えたものとする。

また、当社は短期的な利益を偏重することなく、中長期的な視点で経営に取り組むことで持続的な成長を目指す。そのため、役員報酬については、その安定性を確保することが重要であるとの認識のもと、固定報酬のみで構成するものとする。

##### ② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬額の限度の枠内で、当社取締役会で承認された役員報酬規程に定める基準に基づいて決定する。具体的には、各役員の役位・職責や会社業績、世間水準や会社従業員給与とのバランスをも考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

##### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個人別の報酬額については、代表取締役に一任する旨を当社取締役会決議により決定する。これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬額が、代表取締役社長氏家仁への委任手続きを得て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役会においては、客観性・適正性を確保するため、取締役会の構成員である社外取締役から積極的な意見を聴取するものとする。

(6) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(7) 社外役員に関する事項

① 取締役 浦井 義光

(イ) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

法律事務所あかり所属の弁護士を兼務しております。なお、当社は法律事務所あかりとの間に特別な関係はありません。

(ロ) 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。

(ハ) 会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係  
該当事項はありません。

② 取締役 鎌瀧 敬司

(イ) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。

(ロ) 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。

(ハ) 会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係  
該当事項はありません。

③ 取締役 猪股 恒一

(イ) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。

(ロ) 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。

(ハ) 会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係  
該当事項はありません。

④ 監査役 坂口 稔

- (イ) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- (ロ) 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- (ハ) 会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係  
該当事項はありません。

⑤ 監査役 鶴岡 三千夫

- (イ) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係  
鶴岡ラバー化成株式会社の会長を兼務しております。なお、当社は鶴岡ラバー化成株式会社との間に特別な関係はありません。
- (ロ) 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- (ハ) 会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係  
該当事項はありません。

⑥ 監査役 小田中 輝男

- (イ) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係  
株式会社スマイル仙台の代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社スマイル仙台との間に特別な関係はありません。
- (ロ) 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- (ハ) 会社又は会社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との関係  
該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

| 氏名     | 取締役会への出席状況 | 監査役会への出席状況 | 主な活動状況                                                                                                         |
|--------|------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浦井 義光  | 12回中12回    | —          | 取締役会等において、弁護士としての豊富な経験及び見識に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。                                                      |
| 鎌瀧 敬司  | 12回中12回    | —          | 取締役会等において、元東証一部上場企業の取締役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。                                          |
| 猪股 恒一  | 12回中12回    | —          | 取締役会等において、元警察官としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。                                                   |
| 坂口 稔   | 12回中12回    | 13回中13回    | 取締役会等において、豊富なビジネス経験及び知見等に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。                                                        |
| 鶴岡 三千夫 | 12回中10回    | 13回中12回    | 企業経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。なお、欠席した取締役会及び監査役会については、常勤監査役から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めています。 |
| 小田中 輝男 | 12回中12回    | 13回中13回    | 金融企業で要職を歴任し、経営全般に亘る広範な知識と深い見識から、議案・協議等において必要な発言を適宜行っております。                                                     |

## (8) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| (イ) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 18,500千円 |
|-----------------------------|----------|
- (注) 1.当社監査役会は太陽有限責任監査法人の報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断し、これに同意いたしました。
- 2.当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (ロ) 当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
18,500千円

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと思われる場合、若しくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会の決議に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求いたします。

### ④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## (9) 会社の体制及び方針

- ① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
- 当社は企業理念に基づいた企業経営を実現するため、役員・使用人とも職務の執行が法令・定款に適合することと、職務の執行が効率的に行われるよう職務分掌を定めて責任と権限を明確にする。事業活動に係る法令その他の規範を遵守するため、代表取締役が委員長となっている「コンプライアンス委員会」が策定した「コンプライアンスマニ

ュアル」を全社員に周知徹底し、社内におけるコンプライアンス遵守の風土を作る。監査役が機動的に機能できるように、取締役、内部監査部門及び会計監査人との連携の流れを作り、監督機能の強化と情報の共有化を図る。

② 業務の適正を確保するための体制

(イ) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ且つ社会的責任を果たすため、コンプライアンスマニュアルを全役職員に周知徹底させる。
- ・取締役を対象とした研修を実施し、職務を果たすうえで必要とされる法令等に関する知識の周知を図る。
- ・取締役会は、法令、定款、社内規則に基づいて、経営上の重要事項の決定を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
- ・当社は取締役会規程に基づき、取締役会を原則月1回開催している。
- ・当社は監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席状況、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。
- ・監査役の監査が効率的かつ実効的に行われることを確保するため、監査役から、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務に関する請求を受けたときは、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「情報システム管理規程」に定めるところによる。
- ・経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理している。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務執行体制上の組織及び責任は「職務分掌規程」の定めるところによる。
- ・取締役会、経営戦略会議及びその他の重要な会議において、業務執行取締役、執行役員及び経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
- ・自然災害、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある緊急事態が発生した場合の危機管理体制について、規則を整備し社会への周知徹底を図る。

(二) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、月1回の取締役会及び隨時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- ・取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。

- ・業務執行の迅速化と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を明確にしている。
- ・取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されている。
- ・業績管理に資する財務データについては、ＩＴシステム等により適時・適切に取締役に提供している。

(ホ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び従業員がとるべき行動の基準・規範を示した当社の企業理念・行動指針に基づき適正な業務執行の管理・監督を行うとともに、問題があった場合は、就業規則に則り適正な処分を行う。
- ・コンプライアンス体制の充実・強化を図るために、各部署の責任者で構成されたコンプライアンス委員会を設置し、きめ細やかな対応を行う。
- ・内部監査部門である監査室が定期的な内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適時報告する。

(ヘ) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社では取締役会を原則として月1回開催し、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況が適切に付議・報告されている。また、原則として2ヶ月に1回開催されるグループ会社社長による社長会にて、重要な決定事項・報告事項が経営幹部に伝達されている。
- ・各部門が担当業務に応じて子会社の業務を指導・監督するとともに、子会社に対する総括的な指導・監督を行う。
- ・コンプライアンス担当部署は、当社及び子会社の社員に対し、その役職、業務内容等に応じて研修を実施する。
- ・内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役及び当社の取締役に報告する。

(ト) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

- ・当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人は存在しないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置をする。
- ・当該使用者の任命、異動、評価、懲戒等の改定については、監査役会の同意を要するものとする。

(チ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は当社及び子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項に

ついて監査役に報告することとする。

- ・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席する。
- ・監査役会は主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対し、その説明を求めることができる。
- ・取締役及び使用人が監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

(イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・企業倫理に関する方針・行動基準において、反社会的勢力の排除、すなわち反社会的勢力と断固として闘うことを方針・行動基準の一つとして掲げている。また、対応部署を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、グループ内での周知・注意喚起などを図っている。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

- ・当事業年度において、取締役会を12回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

② リスクマネジメント体制の構築について

- ・当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスク管理規程」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、取締役会だけでなく地区会議等において、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理が可能となる体制を構築しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位 千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                   |                  |
|------------------------|------------------|---------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                       | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,672,775</b> | <b>流 動 負 債</b>            | <b>742,113</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,288,416        | 短 期 借 入 金                 | 350,000          |
| 警 備 未 収 入 金            | 137,150          | 一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 104,404          |
| 売 扱 金                  | 1,464            | 未 払 金                     | 84,822           |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品        | 16,817           | 未 払 法 人 税 金 等             | 32,157           |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金      | 2,635            | 未 払 消 費 税 等               | 27,589           |
| 前 そ 貸 払 費 用 他 金        | 29,681           | 未 預 払 費 用                 | 99,304           |
| 倒 引 当 金                | 197,009          | 預 賞 与 一 引 当 債             | 3,797            |
|                        | △400             | そ の 他                     | 22,650           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>4,753,870</b> | <b>固 定 負 債</b>            | <b>9,403</b>     |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,522,962</b> | <b>固 定 負 債</b>            | <b>7,983</b>     |
| 建 構 物                  | 224,355          | 長 期 借 入 金                 | <b>400,762</b>   |
| 機 械 装 置                | 11,235           | 退 職 給 付 引 当 債             | 307,835          |
| 車両 運 搬 具               | 2,824            | そ の 他                     | 74,606           |
| 工 具 器 具 備              | 0                |                           | 17,903           |
| 土 地                    | 42,342           |                           | 417              |
| リ 一 ス 資 産              | 1,232,281        |                           |                  |
|                        | 9,922            |                           |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>20,505</b>    | <b>負 債 合 計</b>            | <b>1,142,875</b> |
| 電 話 加 入 案              | 8,947            | <b>純 資 産 の 部</b>          |                  |
| 実 用 新 案                | 134              | <b>株 主 資 本</b>            | <b>5,198,867</b> |
| 商 標                    | 42               | 資 本 余 金                   | 782,930          |
| 水 道 施 設 利 用 権          | 69               | 資 本 剰 余 金                 | 766,550          |
| 一 許 資 産                | 11,311           | 利 益 準 備 金                 | 766,550          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,210,401</b> | 利 益 剰 余 金                 | <b>3,780,036</b> |
| 投 資 有 価 証 券            | 315,911          | 利 益 準 備 金                 | 61,370           |
| 関 係 会 社 株 式            | 2,608,268        | そ の 他 利 益 剰 余 金           | 3,718,666        |
| 出 資                    | 3,843            | 別 途 積 立 金                 | 988,500          |
| 長 期 前 払 費 用            | 4,750            | 緑 越 利 益 剰 余 金             | 2,730,166        |
| 会 員 貢 金                | 3,744            | <b>自 己 株 式</b>            | <b>△130,649</b>  |
| 保 険 積 立 金              | 237,027          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           | 84,902           |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 14,084           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 84,902           |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 9,028            |                           |                  |
| 繰 延 税 金 資 産            | 14,494           |                           |                  |
| 貸 倒 引 当 金              | △750             | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>5,283,770</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>6,426,645</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>  | <b>6,426,645</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2024年10月1日)  
(至 2025年9月30日)

(単位 千円)

| 項目            |    | 金額        |
|---------------|----|-----------|
| 売上高           | 原価 | 1,168,746 |
| 売上総利          | 益  | 821,518   |
| 販売費及び一般管理費    | 損失 | 347,227   |
| 営業外収益         |    | 918,365   |
|               |    | 571,138   |
| 受取利息及び配当金     |    | 453,284   |
| 受取助貸金         |    | 250       |
| 受取賃料          |    | 33,736    |
| 受取出向料         |    | 43,382    |
| 経営指導料         |    | 443,930   |
| 投資有価証券運用益入    |    | 2,664     |
| その他           |    | 11,650    |
|               |    | 988,897   |
| 営業外費用         |    |           |
| 支払利息          |    | 5,647     |
| その他           |    | 1,282     |
|               |    | 6,929     |
| 経常利益          |    | 410,829   |
| 特別利益          |    |           |
| 投資有価証券売却益     |    | 27,501    |
| 受取保険金         |    | 70,624    |
|               |    | 98,125    |
| 特別損失          |    |           |
| 固定資産除却損       |    | 0         |
| 子会社株式売却損      |    | 41,000    |
|               |    | 41,000    |
| 税引前当期純利益      |    | 467,955   |
| 法人税、住民税及び事業税額 |    | 22,267    |
| 法人税等調整額       |    | 16,162    |
| 当期純利益         |    | 429,526   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)  
(至 2025年9月30日)

(単位 千円)

|                     | 株 主 資 本 |              |              |                 |              |                  | 自己株式     | 株 主<br>資本合計 |  |  |
|---------------------|---------|--------------|--------------|-----------------|--------------|------------------|----------|-------------|--|--|
|                     | 資本金     | 資 本<br>剩 余 金 | 利 益 剰 余 金    |                 |              | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |          |             |  |  |
|                     |         | 資 本<br>準 備 金 | 利 益<br>準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 別 途<br>積 立 金 |                  |          |             |  |  |
| 2024年10月1日 残高       | 782,930 | 766,550      | 61,370       | 988,500         | 2,455,842    | 3,505,712        | △33,767  | 5,021,425   |  |  |
| 当期変動額               |         |              |              |                 |              |                  |          |             |  |  |
| 剰余金の配当              |         |              |              |                 | △155,202     | △155,202         |          | △155,202    |  |  |
| 当期純利益               |         |              |              |                 | 429,526      | 429,526          |          | 429,526     |  |  |
| 自己株式の取得             |         |              |              |                 |              |                  | △96,882  | △96,882     |  |  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |              |              |                 |              |                  |          |             |  |  |
| 当期変動額合計             | —       | —            | —            | —               | 274,324      | 274,324          | △96,882  | 177,442     |  |  |
| 2025年9月30日残高        | 782,930 | 766,550      | 61,370       | 988,500         | 2,730,166    | 3,780,036        | △130,649 | 5,198,867   |  |  |

|                     | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|---------------------|------------------|----------------|-----------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 2024年10月1日 残高       | 57,990           | 57,990         | 5,079,415 |
| 当期変動額               |                  |                |           |
| 剰余金の配当              |                  |                | △155,202  |
| 当期純利益               |                  |                | 429,526   |
| 自己株式の取得             |                  |                | △96,882   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 26,912           | 26,912         | 26,912    |
| 当期変動額合計             | 26,912           | 26,912         | 204,354   |
| 2025年9月30日残高        | 84,902           | 84,902         | 5,283,770 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式…………… 総平均法による原価法により評価しております。

そ の 他 有 価 証 券…………… 市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定) を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法により評価しております。なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算報告書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品…………… 最終仕入原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産…………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び車両運搬具 2～15年

工具器具備品 2～20年

(2) 無 形 固 定 資 産…………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

(3) リ ー ス 資 産……………

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

また、数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した期から費用処理しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

警備事業は、各種工事やイベント等について、顧客との警備請負契約に基づき役務を提供するものであり、当該契約に基づき、警備業務が終了したときに履行義務が充足されると判断していることから、顧客に対して警備報告書を提出し、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度における関係会社株式の帳簿価額 2,608,268千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社の評価に当たり、関係会社の財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額もしくは1株当たりの純資産額に買収時において認識した超過収益力を反映させたものを実質価額としております。当該実質価額が著しく低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として計上しております。

なお、事業計画における売上高の成長率や市場環境の変化等の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画や市場環境等の変化等により実質価額の回復可能性が認められなくなった場合、将来の損益に影響を及ぼす可能性があります。

有形固定資産の減損

(1) 当事業年度における有形固定資産帳簿価額 1,522,962千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、有形固定資産に減損の兆候がある場合には減損損失の認識の判定及び測定を行っており、減損損失の認識の判定は、翌年度予算を基礎とした事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき策定しております。

なお、事業計画における売上高の成長率や市場環境の変化等の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定及び測定にあたって、市場環境の変化等により前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来の損益に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

|               |           |
|---------------|-----------|
| 建 物           | 171,165千円 |
| 土 地           | 689,985千円 |
| 合 計           | 861,150千円 |
| 上記に対する債務      |           |
| 短期借入金         | 200,000千円 |
| 一年内返済予定の長期借入金 | 34,324千円  |
| 長 期 借 入 金     | 160,545千円 |
| 合 計           | 394,869千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3. 関係会社に対する債権債務は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 95,695千円 |
| 短期金銭債務 | 2,790千円  |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営 業 取 引

|           |           |
|-----------|-----------|
| 営 業 収 益   | 9,535千円   |
| 営 業 費 用   | 17,706千円  |
| 営業取引以外の取引 |           |
| 営 業 外 収 益 | 511,939千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式

4,732,600株

2. 当事業年度の末日における自己株式数

普通株式

96,503株

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰 延 税 金 資 産             |           |
|-------------------------|-----------|
| 未 払 事 業 税 損 金 不 算 入 額   | 2,935千円   |
| 未 払 事 業 所 税 損 金 不 算 入 額 | 751千円     |
| 未 払 費 用 損 金 不 算 入 額     | 1,064千円   |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 超 過 額     | 6,926千円   |
| 前 払 費 用 損 金 不 算 入 額     | 5,657千円   |
| 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 超 過 額 | 23,354千円  |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 超 過 額     | 352千円     |
| 減 価 償 却 超 過 額           | 1,026千円   |
| 投 資 有 価 証 券             | 13,262千円  |
| 会 員 権                   | 7,954千円   |
| 長 期 貸 付 金               | 5,708千円   |
| 繰 越 欠 損 金               | 7,066千円   |
| 繰 延 税 金 資 產 小 計         | 76,055千円  |
| 評 価 性 引 当 額             | △26,923千円 |
| 繰 延 税 金 資 產 合 計         | 49,132千円  |
| 繰 延 税 金 負 債             |           |
| 前 払 固 定 資 產 税           | 1,614千円   |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 33,024千円  |
| 繰 延 税 金 負 債 合 計         | 34,638千円  |
| 繰 延 税 金 資 產 総 額         | 14,494千円  |

## (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が30.58%から31.47%に変更となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## (リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に記載した固定資産のほか、車両運搬具、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 役員及び個人主要株主等

| 属性                                        | 会社等の名称                          | 住所        | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%)      | 関係内容   |        | 取引の内容   | 取引金額(千円)     | 科目             | 期末残高(千円) |
|-------------------------------------------|---------------------------------|-----------|--------------|-----------|------------------------|--------|--------|---------|--------------|----------------|----------|
|                                           |                                 |           |              |           |                        | 役員の兼任等 | 事業上の関係 |         |              |                |          |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む) | (有)蔵王ブルーベリー農園<br>(注) 1<br>(注) 4 | 宮城県刈田郡蔵王町 | 71,000       | 農業の経営     | 被所有割合<br>11.88<br>(間接) | 有      | —      | 警備の業務請負 | 603<br>(注) 2 | —              | —        |
|                                           |                                 |           |              |           |                        |        |        | 商品の購入   |              | 3,450<br>(注) 2 | 未払金      |

## 2. 子会社

| 属性  | 会社等の名称               | 住所     | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%)      | 関係内容   |        | 取引の内容    | 取引金額(千円)         | 科目   | 期末残高(千円) |
|-----|----------------------|--------|--------------|-----------|------------------------|--------|--------|----------|------------------|------|----------|
|     |                      |        |              |           |                        | 役員の兼任等 | 事業上の関係 |          |                  |      |          |
| 子会社 | (株)トスネット北東北<br>(注) 3 | 岩手県盛岡市 | 10,000       | 警備業       | 所有割合<br>100.00<br>(直接) | 有      | 経営指導料  | 経営指導料の受取 | 109,800<br>(注) 2 | 未収入金 | 23,289   |
| 子会社 | (株)トスネット首都圏<br>(注) 3 | 東京都江東区 | 10,000       | 警備業       | 所有割合<br>100.00<br>(直接) | 有      | 経営指導料  | 経営指導料の受取 | 119,460<br>(注) 2 | 未収入金 | 25,209   |

### (取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 有限会社蔵王ブルーベリー農園からの商品の購入価格は店頭価格にて、また支払条件は一般取引と同様に締日（20日）と支払日（翌月末）を決定しております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
3. 経営指導料については、業務内容等を勘案して決定しております。
4. 警備業の請負業務についての価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件になっております。

### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表の「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (1 株当たり情報に関する注記)

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 1,139円70銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 92円14銭    |

# 会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社トスネット  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東北事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久 塚 清 憲  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 倉 肇 典  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トスネットの2024年10月1日から2025年9月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第49期事業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月19日

株式会社トスネット 監査役会  
監査役（常勤） 坂口 稔 印  
監査役 鶴岡 三千夫 印  
監査役 小田中 輝男 印

(注) 上記監査役3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位 千円)

| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部                   |            |
|-------------------|------------|---------------------------|------------|
| 科 目               | 金 額        | 科 目                       | 金 額        |
| 流 動 資 産           | 7,832,023  | 流 動 負 債                   | 2,069,473  |
| 現 金 及 び 預 金       | 6,104,081  | 短 期 借 入 金                 | 350,000    |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 278,001    | 一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 137,764    |
| 電 警 警 備           | 660        | 未 払 法 人 費 税 等             | 213,333    |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品   | 1,174,237  | 未 払 消 費 税 等               | 212,650    |
| そ 貸 倒 引 当 金       | 75,884     | 未 払 費 用                   | 684,708    |
|                   | 199,739    | 賞 り そ 与 一 引 収 当 債         | 136,467    |
|                   | △580       |                           | 49,180     |
| 固 定 資 産           | 3,441,188  | 固 定 負 債                   | 285,369    |
| 有 形 固 定 資 産       | 2,268,864  | 長 期 借 入 金                 | 727,263    |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 419,239    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 313,315    |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 166,995    | リ 一 貸 入 債                 | 339,268    |
| 工 具 器 具 備         | 108,848    | そ の 他                     | 71,786     |
| 土 里 一 ス 資 産       | 1,511,355  |                           | 2,893      |
|                   | 62,425     |                           |            |
| 無 形 固 定 資 産       | 261,517    | 負 債 合 計                   | 2,796,737  |
| 電 話 加 入 権         | 24,330     | 純 資 産 の 部                 |            |
| 実 用 新 案 権         | 134        | 株 主 資 本                   | 8,364,887  |
| 商 水 道 施 設 利 用 権   | 42         | 資 資 本                     | 782,930    |
| の り 一 ス 資 産       | 69         | 資 益 本 利 余 金               | 766,550    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 211,659    | 自 己 株 式                   | 6,946,056  |
| 投 資 有 価 証 券       | 910,806    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | △130,649   |
| 投 資 建 物           | 324,570    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 111,587    |
| 投 資 土 地           | 1,919      | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | 87,118     |
| 会 員 権             | 72,085     |                           | 24,468     |
| 延 税 金 資 産         | 3,744      | 純 資 産 合 計                 | 8,476,474  |
| そ 貸 倒 引 当 金       | 178,747    | 負 債 及 び 純 資 産 合 計         | 11,273,212 |
|                   | 331,989    |                           |            |
|                   | △2,250     |                           |            |
| 資 产 合 计           | 11,273,212 |                           |            |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(自 2024年10月1日  
至 2025年9月30日)

(単位 千円)

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)  
(至 2025年 9月30日)

(単位 千円)

|                                          | 株 主 資 本 |         |           |          |           |
|------------------------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|                                          | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 2024年10月1日 残高                            | 782,930 | 766,550 | 6,343,589 | △33,767  | 7,859,302 |
| 連結会計年度中の変動額                              |         |         |           |          |           |
| 剩 余 金 の 配 当                              |         |         | △155,202  |          | △155,202  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                          |         |         | 757,668   |          | 757,668   |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |         |         |           | △96,882  | △96,882   |
| 株主資本以外の項目の連結会計<br>年 度 中 の 変 動 額<br>(純 額) |         |         |           |          |           |
| 連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計             | —       | —       | 602,466   | △96,882  | 505,584   |
| 2025年 9月 30日 残高                          | 782,930 | 766,550 | 6,946,056 | △130,649 | 8,364,887 |

|                                          | その他の包括利益累計額           |                      |                              | 純資産合計     |
|------------------------------------------|-----------------------|----------------------|------------------------------|-----------|
|                                          | その他の有価証券<br>評 価 差 額 金 | 退職給付に係る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括<br>利 益 累 計 額 合 計 |           |
| 2024年10月1日 残高                            | 58,856                | 8,914                | 67,770                       | 7,927,073 |
| 連結会計年度中の変動額                              |                       |                      |                              |           |
| 剩 余 金 の 配 当                              |                       |                      |                              | △155,202  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                          |                       |                      |                              | 757,668   |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |                       |                      |                              | △96,882   |
| 株主資本以外の項目の連結会計<br>年 度 中 の 変 動 額<br>(純 額) | 28,262                | 15,554               | 43,816                       | 43,816    |
| 連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計             | 28,262                | 15,554               | 43,816                       | 549,401   |
| 2025年 9月 30日 残高                          | 87,118                | 24,468               | 111,587                      | 8,476,474 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の数16社

連結子会社の名称

株式会社日本保安

株式会社ビルキャスト

株式会社大盛警備保障

株式会社三洋警備保障

I・C・Cインターナショナル株式会社

株式会社トスネット北陸

株式会社トスネット北東北

株式会社トスネット南東北

株式会社トスネット首都圏

株式会社トスネット上信越

アサヒガード株式会社

株式会社トスネット琉球

北日本警備株式会社

株式会社トップロード

株式会社アイワ警備保障

N E X T 株式会社

2025年4月1日に株式会社エイコーは、株式会社トスネット首都圏に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

2025年7月1日に株式会社メーリングジャパンは、当社が保有する全株式をラクスル株式会社に譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

## 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法に基づく原価法

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産

仕掛け品 個別法による原価法

貯蔵品 最終仕入原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具器具備品 2～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により定額法で按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（5～10年）にわたり、定額法により償却しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

① 警備事業

警備事業は、各種工事やイベント等について、顧客との警備請負契約に基づき役務を提供するものであり、当該契約に基づき、警備業務が終了したときに履行義務が充足されると判断していることから、顧客に対して警備報告書を提出し、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

② ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業は、請負契約に基づき清掃業務等のビルメンテナンスサービスを提供するものであり、作業が終了したときに履行義務が充足されると判断していることから、顧客に対して作業検収書を提出し、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

③ メーリングサービス事業

メーリングサービス事業は、主としてダイレクトメールを発送するサービスを提供するものであり、配送業者へ引き渡した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。

④ 電源供給事業

電源供給事業は、各種コンサートやイベントにおいて電源車を用いた電源の供給を提供するものであり、電源供給サービスが終了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客に対して精算報告書を提出した時点で収益を認識しております。

なお、長期間にわたる電源供給サービスについては、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取り扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取出向料」

(前連結会計年度3,017千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度において区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

のれんの評価

(1) 当連結会計年度末ののれん帳簿価額 211,659千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、のれんに減損の兆候がある場合には減損損失の認識の判定及び測定を行っており、減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額は、翌連結会計年度予算を基礎とした事業計画に基づき策定しております。

当連結会計年度におけるのれんは、そのすべてが警備事業に係る子会社から生じているものであり、一部の子会社から生じるのれんについては、減損の兆候を把握していますが、減損の認識は不要と判断しております。

なお、事業計画における売上高の成長率や市場環境の変化等の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定及び測定にあたって、市場環境の変化等により前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来の損益に影響を与える可能性があります。

有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度末の有形固定資産帳簿価額 2,268,864千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、有形固定資産に減損の兆候がある場合には減損損失の認識の判定及び測定を行っており、減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額は、翌連結会計年度予算を基礎とした事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき策定しております。

なお、事業計画における売上高の成長率や市場環境の変化等の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定及び測定にあたって、市場環境の変化等により前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来の損益に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 建<br>物                | 171,165千円 |
| 土<br>地                | 689,985千円 |
| 合<br>計                | 861,150千円 |
| 上記に対する債務              |           |
| 短<br>期<br>借<br>入<br>金 | 200,000千円 |
| 一年内返済予定の長期借入金         | 34,324千円  |
| 長<br>期<br>借<br>入<br>金 | 160,545千円 |
| 合<br>計                | 394,869千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3. 投資建物の減価償却累計額

2,429,743千円  
44,847千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 4,732,600株

2. 当連結会計年度中に行った剩余金の配当に関する事項

| 決<br>議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当金(円) | 基<br>準<br>日 | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|-------------|
| 2024年12月20日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 155,202        | 33.00           | 2024年9月30日  | 2024年12月23日 |

3. 当連結会計年度の末日後に行う剩余金の配当に関する事項

| 決<br>議<br>予<br>定      | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当金(円) | 基<br>準<br>日 | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|-------------|-------------|
| 2025年12月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 171,535        | 37.00           | 2025年9月30日  | 2025年12月22日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び警備未収入金等の営業債権は、主に建築、土木、小売業等に対するものであり、与信調査を基に個別に管理をしております。その他に対するものについては、モニタリング等により個別に管理しております。

有価証券は、市場価格の変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されておりますが、当該リスクに対して、有価証券管理規程に基づき、管理及び運用を行うとともに、取引については取締役会での決裁を行うこととしております。

長期借入金は、主に設備投資及び事業譲受等に係る資金調達を目的としたものであります。また、営業債務や借入金は、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画表を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(* 1) | 時 価<br>(* 1) | 差 額     |
|---------|-------------------------|--------------|---------|
| ①投資有価証券 | 269,834                 | 269,834      | —       |
| ②長期借入金  | 451,079                 | 440,483      | △10,595 |

(\* 1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「警備未収入金」「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(\* 2) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりとなります。

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 54,735     |

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 時価      |      |      |         |
|---------|---------|------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |      |      |         |
| その他有価証券 |         |      |      |         |
| 株式      | 200,435 | —    | —    | 200,435 |

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は69,398千円であります。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |         |      |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 | —    | 440,483 | —    | 440,483 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## ①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## ②長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年内<br>(千円) | 1年超5年内<br>(千円) | 5年超10年内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------|-------------|----------------|-----------------|--------------|
| 長期借入金 | 137,764     | 221,986        | 91,329          | —            |
| 合 計   | 137,764     | 221,986        | 91,329          | —            |

## (賃貸等不動産に関する注記)

一部の子会社では、東京都内において、賃貸ビル等を有しておりますが、総資産に占める賃貸等不動産の割合が低く、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント    |            |             |           |            |
|---------------|------------|------------|-------------|-----------|------------|
|               | 警備事業       | ビルメンテナンス事業 | メーリングサービス事業 | 電源供給事業    | 合計         |
| 売上高           | 10,207,403 | 187,330    | 354,152     | 1,158,114 | 11,907,000 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 10,207,403 | 187,330    | 354,152     | 1,158,114 | 11,907,000 |
| その他の収益        | —          | —          | —           | —         | —          |
| 外部顧客への売上高     | 10,207,403 | 187,330    | 354,152     | 1,158,114 | 11,907,000 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度   |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 1,605,214 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 1,382,739 |
| 契約資産（期首残高）          | —         |
| 契約資産（期末残高）          | 70,159    |
| 契約負債（期首残高）          | 3,100     |
| 契約負債（期末残高）          | —         |

契約資産は、電源供給事業において、長期間にわたる電源供給サービスについて、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しているものとなります。対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

### (1 株当たり情報に関する注記)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 1,828円36銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 162円53銭   |

### (企業結合等関係)

#### (子会社株式の譲渡)

当社は、2025年6月9日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社メーリングジャパン（以下、メーリングジャパン）の全株式をラクスル株式会社に譲渡することを決議し、2025年7月1日付で実施いたしました。

これに伴い、メーリングジャパンを連結の範囲から除外しております。

#### (1) 株式譲渡の概要

- ① 株式譲渡先企業の名称  
ラクスル株式会社
- ② 株式譲渡した事業の内容  
メール便発送取次、販促品・サンプル等の封入・梱包及び発送取次業務
- ③ 株式譲渡を行った理由  
グループ事業の選択と集中、及びメーリングジャパンの今後の発展のために、サービス内容に親和性が高くシナジー効果が期待できるラクスル株式会社にメーリングジャパンの全株式を譲渡することにいたしました。

- ④ 株式譲渡日  
2025年7月1日
  - ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項  
受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡
- (2) 実施した会計処理の概要
- ① 譲渡損益の金額  
関係会社株式売却益 54,551千円
  - ② 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳  
流動資産 208,440千円  
固定資産 49,787千円  
資産合計 258,228千円  
流動負債 45,368千円  
固定負債 8,476千円  
負債合計 53,844千円
  - ③ 会計処理  
譲渡した株式の連結上の帳簿価額と譲渡価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。
- (3) 株式譲渡した子会社が含まれていた報告セグメントの名称  
マーリングサービス事業
- (4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の概算額  
売上高 354,602千円  
営業損失 7,335千円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社トスネット  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東北事務所

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 久塚清憲 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 石倉毅典 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トスネットの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トスネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、どのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、財務基盤の強化にも意を用い、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金37円

総額 171,535,589円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月22日

## 第2号議案 定款一部変更の件

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、及び取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規程として、定款第31条（取締役の責任免除）の新設及び現行定款第42条（監査役の責任免除）の規程を変更するものであります。また、第31条の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものです。

なお、第31条の新設にかかる本定時株主総会への提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

| 現行定款                | 変更定款案                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                | <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| 第31条～第41条<br>(条文省略) | <p><u>第32条～第42条</u></p> <p><u>（現行どおり）</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                            |

| 現行定款                                                                                                                                                          | 変更定款案                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第42条</u> 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額とする。</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第43条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p><u>第43条～第50条</u><br/>(条文省略)</p>                                                                                                                            | <p><u>第44条～第51条</u><br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                     |

### 第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役氏家仁氏、佐藤雅彦氏、佐藤康廣氏、菅日出夫氏、箱石義隆氏、五十嵐春樹氏、浦井義光氏、鎌瀧敬司氏、猪股恒一氏の9名が任期満了となります。取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1     | <br>ウジイエ ヒトシ<br>氏家 仁<br>(昭和35年8月10日)   | 平成3年8月 当社入社<br>平成6年11月 当社取締役<br>平成15年11月 当社常務取締役<br>平成20年10月 当社常務取締役営業本部長<br>平成21年11月 当社専務取締役営業本部長<br>平成23年12月 当社代表取締役社長（現任）                                                                                       | 34,900株   |
| 2     | <br>サトウ マサヒコ<br>佐藤 雅彦<br>(昭和54年6月18日)  | 平成22年3月 当社入社<br>平成24年10月 当社執行役員企画開発部長<br>平成25年12月 当社取締役企画開発部長<br>平成26年11月 当社取締役営業統轄部長<br>平成27年11月 当社取締役<br>平成30年12月 当社常務取締役<br>令和4年12月 当社営業統轄本部専務取締役統轄本部長<br>令和5年12月 当社代表取締役専務<br>令和6年7月 当社代表取締役専務兼管理統轄本部統轄本部長（現任） | 550,800株  |
| 3     | <br>サトウ ヤスヒロ<br>佐藤 康廣<br>(昭和20年4月3日) | 昭和52年3月 当社を設立<br>平成23年12月 当社代表取締役会長<br>令和5年12月 当社取締役会長（現任）                                                                                                                                                         | 140,600株  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  | 所有する当社株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------|
| 4     | <br>菅 白出夫<br>(昭和35年8月9日)               | 平成 24年 5月 当社入社<br>平成 24年10月 当社関係会社管理部長<br>平成 25年 7月 当社執行役員関係会社管理部長<br>平成 26年11月 当社執行役員管理統轄部長兼関係会社管理部長<br>平成 26年12月 当社取締役管理統轄部長兼関係会社管理部長<br>平成 27年11月 当社関係会社管理部取締役部長<br>令和 2 年12月 当社関係会社管理部取締役部長<br>令和 3 年12月 当社営業統轄部取締役統轄部長兼営業推進部部長兼経営戦略室事務長<br>令和 5 年 1月 当社営業統轄本部業務統轄部取締役統轄部<br>令和 5 年12月 当社取締役（現任）                       |  | 1,400株    |
| 5     | <br>ハコイシ ヨシタカ<br>箱石 義隆<br>(昭和38年11月8日) | 平成 3 年 5月 当社入社<br>平成 15年12月 当社取締役<br>平成 18年10月 当社取締役事業部統轄本部副本部長兼統轄管理部長<br>平成 22年10月 当社取締役営業開発・企画室長<br>平成 23年11月 当社取締役震災対策本部副本部長兼岩手県地区統轄担当<br>平成 24年10月 当社取締役岩手県地区統轄担当<br>平成 26年11月 当社取締役営業部長兼宮城北地区統轄担当<br>平成 27年11月 当社取締役<br>令和 元年12月 当社業務統轄部取締役統轄部長<br>令和 3 年12月 当社営業統轄本部業務運営統轄部取締役統轄部長<br>令和 6 年12月 当社営業統轄本部取締役統轄本部長（現任） |  | 15,900株   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 6     |  <p>イガラシ ハルキ<br/>五十嵐 春樹<br/>(昭和37年3月20日)</p> | <p>平成 6 年 5 月 当社入社<br/>     平成 15 年 10 月 当社首都圏事業部長<br/>     平成 15 年 11 月 当社執行役員首都圏事業部長<br/>     平成 20 年 10 月 当社執行役員首都圏支社長<br/>     平成 20 年 12 月 当社取締役首都圏支社長<br/>     平成 22 年 10 月 当社取締役首都圏地区統轄担当<br/>     平成 27 年 11 月 当社取締役営業統轄部長<br/>     平成 28 年 11 月 当社取締役業務統轄部長兼事業推進部部長<br/>     令和元年 12 月 当社営業統轄部取締役統轄部長兼営業推進部長<br/>     令和 4 年 12 月 当社営業統轄本部業務統轄部取締役統轄部長<br/>     (現任)</p> <p>重要な兼職の状況<br/>     株式会社トスネット首都圏代表取締役</p> | 200株      |
| 7     |  <p>ウエイ<br/>浦井 義光<br/>(昭和24年2月4日)</p>        | <p>昭和50年11月 司法試験合格<br/>     昭和53年4月 検察官検事拝命<br/>     昭和62年5月 弁護士登録（仙台弁護士会所属）(現任)<br/>     平成15年12月 当社監査役<br/>     平成29年12月 当社取締役（現任）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 6,400株    |
| 8     |  <p>カマタキ タカシ<br/>鎌瀧 敬司<br/>(昭和22年3月7日)</p> | <p>昭和45年4月 東北電気工事株式会社入社<br/>     平成3年4月 株式会社ユアテック社名変更<br/>     平成10年6月 同社理事営業本部営業二部長<br/>     平成15年6月 同社常務取締役新潟支社長<br/>     平成20年6月 同社専務取締役営業本部長<br/>     平成23年6月 同社専務取締役<br/>     平成24年6月 同社顧問<br/>     平成29年12月 当社取締役（現任）</p>                                                                                                                                                                                              | 2,600株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                            | 所有する当社株式数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 9     | <br>イノマタ コウイチ<br>猪股 恒一<br>(昭和25年10月14日) | 昭和44年 4月 宮城県警察警察官挙命<br>平成 5年 3月 警務部警務課人事調査官（警視）<br>平成17年 4月 総務部長（警視正）<br>平成23年 3月 警視長<br>平成31年 4月 当社常勤顧問<br>令和元年12月 当社取締役（現任） | 0株        |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 浦井義光氏、鎌瀧敬司氏及び猪股恒一氏は、独立社外取締役候補者であります。3氏は現在当社の社外取締役であります。浦井義光氏及び鎌瀧敬司氏の取締役就任からの年数は、本総会終結の時をもって8年であり、猪股恒一氏の取締役就任からの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。
3. 浦井義光氏を独立社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 鎌瀧敬司氏を独立社外取締役候補者とした理由は、同氏が元東証一部上場企業の取締役として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 猪股恒一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が警察官としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役坂口稔氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                       | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <br>キクチ ケイ<br>菊池 敬<br>(昭和34年5月24日) | 昭和57年 4月 株式会社北日本銀行入社<br>平成24年 4月 同行仙台支店長<br>平成26年 4月 同行大通支店長<br>平成27年 4月 同行総務部長<br>平成28年 6月 同行監査役<br>令和 3年 2月 同行退職<br>令和 3年 2月 北星商事株式会社取締役社長<br>令和 7年 6月 同社退職<br>令和 7年 8月 当社顧問（現任） | 0株            |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 菊池敬氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 菊池敬氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が元東証一部上場企業の監査役として豊富な経験と幅広い見識を有しております、その経験と見識を当社の監査に反映していただきたいためであります。

## 第5号議案 創業者に対する特別功労金贈呈の件

当社創業者である取締役 佐藤康廣氏は、1977年3月の創業以来、2023年12月まで一貫して代表取締役を務め、長年にわたり経営に携わり、当社グループの事業基盤の確立および企業価値の向上に大きく貢献してこられました。当初の交通誘導警備主体の事業形態から、M&Aや資本業務提携などを通じて新規事業へ進出し、エリア及び規模の拡大に尽力され、現在では1都1道18県に約90拠点を有し、2025年9月期には連結売上高11,907百万円、連結営業利益859百万円、連結雇用者数約33百人を擁する企業グループへと発展させました。

これらの功績と在任中の労に報いるため、当社は創業者特別功労金として金300百万円を贈呈したいと存じます。なお、同氏の取締役退任時期は現時点で未定であり、本功労金は将来退任時に支給する予定です。

本議案は取締役会において十分検討を行い、本議案の内容については相当であると判断しております。なお、具体的な支給時期および方法については、取締役会にご一任頂きたく存じます。

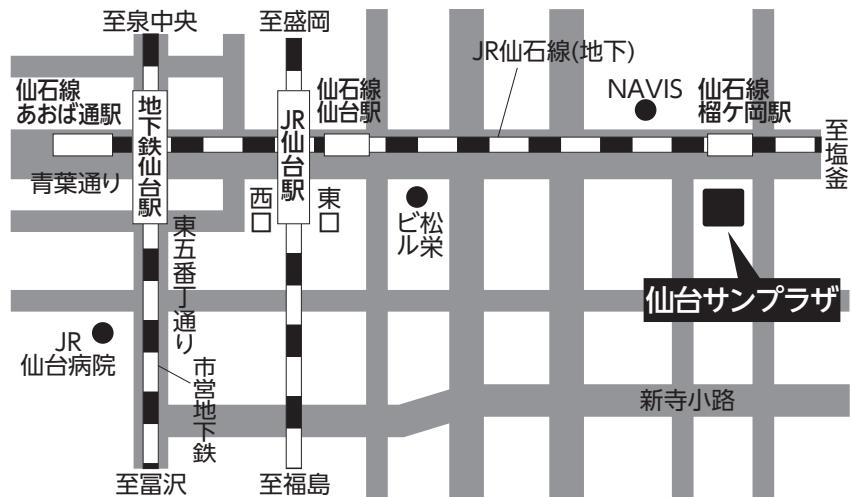
特別功労金贈呈の対象となる佐藤康廣氏の略歴は、次の通りです。

| 氏名                    | 略歴                                                         |
|-----------------------|------------------------------------------------------------|
| 佐藤 康廣<br>(昭和20年4月3日生) | 昭和52年3月 当社を設立<br>平成23年12月 当社代表取締役会長<br>令和5年12月 当社取締役会長(現任) |

以上

# 株主総会会場ご案内

仙台市宮城野区榴岡五丁目11番1号  
仙台サンプラザ 1階「ローズ」の間  
電話 022（257）3333



- JR仙石線「榴ヶ岡駅」より徒歩1分（目の前）
- JR東北本線、東北新幹線「仙台駅」より徒歩13分